

令和7年3月4日

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者の指定の効力停止について

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成10年4月1日管理規程第4号）第9条の規定に基づき、令和7年3月4日付けで、下記のとおり指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止しました。

記

指定番号	第162号
事業者の所在地及び氏名又は名称	佐賀県佐賀市天神1-4-3 株式会社佐電工 代表取締役社長 岩下 雅之
指定の停止期間	令和7年3月4日から令和7年9月3日まで（6ヶ月）
処分の理由	（株）佐電工の使用人である営業本部副本部長が、多久市が令和4年10月25日に発注し、前記事業者が受注した庭球場照明設備改修工事において、入札の秘密事項となる指名業者名を同市職員から入手し、入札の公正を害したとして、令和7年2月18日に、公競売入札妨害の疑いで佐賀県警に逮捕されたため。